

11月は

「高齢者虐待防止 推進月間」です



高齢者虐待のない社会へ

～一人ひとりができること

あなたの「気付き」と「声かけ」が高齢者を守ります～

高齢者虐待は、高齢者の尊厳と安全を脅かす深刻な問題です。しかし、気付にくいことが多く、「もしかして?」と感じた時には、既に事態が進行していることも少なくありません。

高齢者が安心して暮らせる社会を築くために、私たちにできることを考えてみませんか。

こんなサインをみつけたら「もしかして?」

高齢者の様子	☐ いつもと違うあざや傷がある (腕や足、顔など) ☐ 元気がない、表情が暗い、おびえている ☐ 急に痩せた、不衛生な格好をしている ☐ 他の人との交流を避けるようになった	
介護者の様子	☐ 高齢者の体の状態について説明が曖昧 ☐ 高齢者の前でイライラしていることが多い ☐ 高齢者に無関心であり、必要な介護サービスを拒否する ☐ 親族や近隣住民の訪問を嫌がる	

一人ひとりができること

高齢者虐待は、《早期発見と対応》がとても大切です。

「最近どうですか?」と声をかけることで虐待の抑止や相談につながります。

「虐待かもしれないけれど、確信が持てない」「どうしたらいいかわからない」という場合でも、迷わずご相談ください。



匿名での相談も可能です。相談者・通報者の秘密は守られます。

虐待が起こる要因

- 1 介護者のストレスや孤独
- 2 経済的な困窮
- 3 周囲の無関心や関わりの希薄化
- 4 高齢者本人が虐待と気付いていない

虐待に関する相談窓口

- 東海中学校区にお住まいの方
北部地域包括支援センター
総合福祉センター「絆」内 ☎212-7785
- 東海南中学校区にお住まいの方
南部地域包括支援センター
特別養護老人ホーム オークス東海内
☎352-2867
- 高齢者施設における虐待に関すること
保険課介護保険担当
☎282-1711(内線1162)

【問い合わせ】総合相談支援課地域包括担当(☎287-2525)

高齢者虐待が疑われるときは… ショートステイで一時的に保護します

村では、虐待を受けている高齢者を一時的に保護するために、ショートステイ(短期入所)を利用できるよう、複数の施設と契約を結んでいます(ショートステイ事業)。高齢者の虐待に気付いた場合は、速やかにご相談ください。



対象▼おおむね65歳以上の高齢者で、次のいずれかに該当する方

▽虐待や放置等によって、介護サービスを受けることができない

▽認知症その他の理由により意思能力が乏しいため、在宅で日常生活を送ることが困難で、本人を代理する家族等がない

利用期間▼介護保険に規定する給付と合わせて30日まで

自己負担額▼利用料の1割(9割は村負担)と部屋代・食事代 等

【介護に悩んでいませんか?】

高齢者虐待では、高齢者の生命と尊厳を守ることが優先ですが、虐待が生じる際には、介護の協力者や相談相手がおらず「孤独な介護」を行っているなど、虐待する側も支援を必要としている場合があります。

介護でお悩みの方は、一人で悩まずに、ぜひご相談ください。

【地域で支援が必要と思われる高齢者はいませんか?】

大きな問題が発生する前に支援するためには、地域の皆さんからの情報が不可欠です。少しでも「様子がおかしいかも?」と思ったら情報をお寄せください。

【問い合わせ】地域福祉課高齢福祉担当(☎282-1711 内線1135)